

生徒指導のてびき

－改訂版－

- 第1章 生徒指導の理念
- 第2章 生徒指導上の諸課題への対応①
- 第3章 家庭、地域、関係機関等との連携・協働
- 第4章 生徒指導上の諸課題への対応②
- 第5章 生徒指導に関する危機管理

令和7年3月
広島県教育委員会

改訂に当たって

本冊子は、平成13年3月に、当時の時代背景を踏まえ、校長を中心とした校内の生徒指導体制の確立と、生徒指導上の諸課題への対応及び関係機関等との連携の在り方について、基本的な考え方や指導上の留意点をまとめ、全県に配布しました。その後、平成22年3月に改訂し、校内での生徒指導に係る研修や各学校の生徒指導上の諸課題の解決に向けて、生徒指導を推進するための指導書として広く活用されてきました。

子供たちを取り巻く環境は刻一刻と変化し、これからの学校教育に求められる役割や機能が多様化する一方で、各学校が生徒指導体制をより一層充実させ、家庭や地域社会、関係機関等との連携・協働を図り、児童生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導を推進することが、これまで以上に重要となります。

こうした状況を踏まえ、改めて生徒指導の基本的な考え方と、これからの時代に求められる取組や対応等の在り方について整理し、広島県の生徒指導を一層充実させていくことを目的に、本冊子の見直しを行いました。

特に、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要（文部科学省）」を踏まえ、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性を伸ばし、自己実現を支える生徒指導」として、様々な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦することや、多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感できるための指導・支援の考え方について整理しました。

これまで各学校が組織として取り組んできたことを礎に、これからの実践を積み重ね、磨きながら、生徒指導体制がより一層充実するために必要な事項等について示しています。

本冊子には、社会がどのように変化し、予測困難であったとしても、これからの時代を担う子供たちが、「人」や「学び」、「夢や目標」との出会いを通して「生きる力」を育みながら、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標達成のために、他者の主体性を尊重しながら自らの行動を決断し、実行する力を身に付け、「未来への歩みにつなげることができるように」との願いを込めました。

児童生徒一人一人の現在及び将来における自己実現を図るプロセスを支え、導いていくことのできる生徒指導の理念が、これまで以上に広く共有されるとともに、これからも学校が児童生徒一人一人にとって、真に安全で安心できる場所となるために、「生徒指導のてびき（令和7年3月改訂版）」が各学校において積極的に活用され、生徒指導の一層の充実が進められることを切に願っています。

令和7年3月

第1章 生徒指導の理念

I	生徒指導の意義	・・・	1
II	生徒指導の構造と分類	・・・	4
III	生徒指導体制の確立	・・・	6
IV	教育相談体制の確立	・・・	9
V	魅力ある学校		
	学級づくりの推進	・・・	13
VI	生徒指導と教育課程	・・・	20
VII	児童生徒の権利の理解	・・・	30

第2章 生徒指導上の諸課題への対応①

I	いじめ事案への対応	・・・	33
II	暴力行為事案への対応	・・・	44
III	少年非行事案への対応	・・・	50
IV	性に関する事案への対応	・・・	62
V	インターネット・スマートフォン等 に係る事案への対応	・・・	69
VI	命に関わる事案への対応	・・・	78
VII	児童虐待への対応	・・・	86

第3章 家庭、地域、関係機関等との

連携・協働

I	家庭との連携・協働	・・・	97
II	地域との連携・協働	・・・	99
III	関係機関等との 連携・協働	・・・	101

第4章 生徒指導上の諸課題への対応②

I	生徒指導規程（校則等）	・・・	117
II	特別な指導	・・・	121
III	出席停止	・・・	127
IV	懲戒	・・・	142
V	高等学校における中途退学	・・・	151
VI	アルバイト就労	・・・	160
VII	デートDV	・・・	165

第5章 生徒指導に関する危機管理

I	危機管理の基本的な考え方と 体制の確立	・・・	167
II	（参考）各種対応に係る フローチャート		
	・暴力行為	・・・	181
	・教室における盗難	・・・	182
	・金銭強要	・・・	183
	・自殺予告	・・・	184
	・家出等	・・・	185
	・薬物乱用等	・・・	186

質問一覧

項目	質問		ページ
第1章Ⅰ	Q 1	「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動を行う上でのポイントは、どのようなことですか。	3
第1章Ⅲ	Q 2	生徒指導の年間指導計画を作成する上でのポイントは、どのようなことですか。	8
第1章Ⅳ	Q 3	校外の教育相談窓口には、どのようなものがありますか。	12
第1章Ⅴ	Q 4	長期欠席児童生徒の考え方について、教えてください。	18
第2章Ⅰ	Q 5	いじめの未然防止に向けた取組について、どのようなことを行ったらよいですか。	42
	Q 6	いじめの早期発見には、どのような取組を行えばよいですか。	42
	Q 7	認知したいじめへの対応は、どのようにしたらよいですか。	43
第2章Ⅱ	Q 8	どのようなことに注意すれば、暴力行為の兆候がつかめますか。	48
	Q 9	暴力行為の兆候をつかんだとき、どのような指導・支援をしたらよいですか。	49
	Q 10	繰り返し暴力行為を行ったり、教職員に暴力をふるう場合はどのようにしたらよいですか。	49
第2章Ⅲ	Q 11	喫煙をしているのを見つけたとき、どのような対応・指導を行えばよいですか。	54
	Q 12	喫煙をした児童生徒と同じ場所で話をしていたなどの児童生徒には、どのように対応・指導したらよいですか。	54
	Q 13	薬物乱用があった場合、どのように対応したらよいですか。	56
	Q 14	校内で盗難があった場合、どのように対応したらよいですか。	58
	Q 15	校内で盗難が起きたとき、警察に指紋をとってもらってもよいですか。	59
	Q 16	窃盗・万引きをした児童生徒に対して、どのように指導したらよいですか。	59
	Q 17	暴走行為や暴走族などへの加入の疑いがある場合に対して、どのように対応したらよいですか。	60
第2章Ⅴ	Q 18	携帯電話やスマートフォンを利用することで生起する生徒指導上の課題には、どのような事案がありますか。	77
	Q 19	SNS上に誹謗・中傷の書き込みがあったという相談を受けました。どのように対応すればよいですか。	77
第2章Ⅵ	Q 20	「誰にも言わないで」と訴える児童生徒には、どのように対応したらよいですか。	84
	Q 21	児童生徒のSOSに気づく校内体制は、どのように整えたらよいですか。	84
	Q 22	自殺予防教育は、何から始めたらよいですか。	85

項目	質問	ページ
第2章Ⅶ	Q23 児童虐待には、どのようなものがありますか。	91
	Q24 虐待は、児童生徒の心身の成長や人格形成にどのように影響しますか。	92
	Q25 虐待の疑いがある児童がいますが、保護者はしつけであると主張しています。しつけと虐待の違いは何ですか。	93
	Q26 家庭への立入調査は、どのように行われるのですか。	93
	Q27 要保護児童対策地域協議会とは、どのようなものですか。	93
	Q28 一時保護されているときの学校の出席の取り扱いは、どうなりますか。	94
	Q29 ヤングケアラーの疑いのある児童生徒に対して、どのように対応すればよいですか。	96
	Q30 ヤングケアラーについては、虐待と同様に学校は発見しやすい立場にあります。ヤングケアラーに対する学校の役割とは何ですか。	96
第3章Ⅲ	Q31 家庭裁判所での少年事件の扱いは、どのようになっていますか。	106
	Q32 少年法は、どのような法律ですか。	107
	Q33 家庭裁判所等における少年保護の流れは、どのようになっていますか。	108
	Q34 少年鑑別所（法務少年支援センター）は、どのような機関ですか。	108
	Q35 児童自立支援施設とは、どのような施設ですか。	110
	Q36 少年院は、どのような機関ですか。	111
	Q37 こども家庭センター（児童相談所）は、どのような機関ですか。	111
	Q38 こども家庭センター（児童相談所）との連携・協働は、どのようにしたらよいですか。	112
	Q39 こども家庭センター（児童相談所）における相談援助活動の流れは、どのようになっていますか。	113
	Q40 保護観察とは、どのようなことをするのですか。	113
	Q41 学校は、青少年育成団体と、どのような連携をしたらよいですか。	116
	Q42 広島県高等学校校外指導連盟とは、どのようなものですか。	116
第4章Ⅰ	Q43 生徒指導規程に基づいた指導を行うにあたり、職員で共通認識をもつには、どのようにしたらよいですか。	120
	Q44 生徒指導規程の見直しについては、どのように考えればよいですか。	120
	Q45 高等学校の生徒指導規程について、中学生や新入生にどのように説明したらよいですか。	120

項目	質問		ページ
第4章Ⅱ	Q46	高等学校において、家庭における反省指導（家庭反省）が長引いて欠課時間数が増えることについて、どのように考えればよいですか。	123
	Q47	高等学校において、家庭反省が形式的なものとなり、指導の成果が上がっていない場合、どのように工夫すればよいですか。	123
	Q48	指導を実施するに際して、家庭の積極的な協力を得るには、どのようなことを大切にすればよいですか。	124
	Q49	小・中・義務教育学校において、授業中に課題となる言動が生じた場合、対象となる児童生徒を他の場所で指導することはできますか。	124
	Q50	小・中・義務教育学校において、別室での指導中に課題となる言動が生じた場合に、対象となる児童生徒に対し、別室で継続して指導することはできますか。	125
	Q51	小・中・義務教育学校において、児童生徒が、校内でタバコを吸っている場면을発見しました。別室で特別な指導をすることはできますか。	125
	Q52	小・中・義務教育学校において、課題となる言動が生じた場合に、対象となる児童生徒の保護者と連携し、家庭に帰して指導をすることができますか。	125
	Q53	学校反省指導中に保護者や当該児童生徒から「授業に出させてほしい」と言われたらどのようにすればよいですか。	126
	Q54	事実確認を行った後、判明した事実を記録するには、どのようにすればよいですか。	126
	Q55	生徒が逮捕され警察に勾留されているため、当該生徒から事実確認ができません。指導方針はどのように決定すればよいですか。	126
第4章Ⅲ	Q56	学校は、出席停止の期間中の児童生徒に対して、どのような指導をすればよいですか。	131
	Q57	学校外での生徒間暴力で、出席停止を言い渡すことができますか。	131
第4章Ⅳ	Q58	公立小・中・義務教育学校の児童生徒に、懲戒処分を行うことはできますか。	148
	Q59	懲戒処分を行うに当たって、「指導を尽くした上で、なお懲戒処分以外に対応の方法がない」の「指導を尽くす」とはどのようなことですか。	148
	Q60	懲戒退学を行う場合の前提となる「改善の見込みがない」とは、どのような状況ですか。	148
	Q61	警察に逮捕されたことをもって、懲戒停学や懲戒退学を行うことはできますか。	149
	Q62	喫煙同席での懲戒停学や懲戒退学を行うことはできますか。	149
第4章Ⅶ	Q63	殴ったり、蹴ったりしなくてもDVになりますか。	166
	Q64	DVにはどのような行為がありますか。	166
	Q65	デートDVへの指導は、どのようにすればよいですか。	166

第 1 章

生徒指導の理念

第1章 生徒指導の理念

I 生徒指導の意義

【ポイント】

- ・ 生徒指導の目的は、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、全ての児童生徒が自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることである。
- ・ 生徒指導を進めるに当たっては、教職員一人一人が児童生徒と信頼関係を構築し、広く深い児童生徒理解のもと、「学校が児童生徒にとって安全で安心できる場所」となるために、「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動の充実を図り、学習指導と生徒指導の一体化を推進することにより、すべての児童生徒が自己実現を図ることができるようにすることが大切である。

生徒指導の目的は、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、全ての児童生徒が自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」です。

生徒指導は学習指導と並んで重要な意義を有するものであり、教育活動の全体を通じて行うことが必要です。

生徒指導を進めるに当たっては、教職員一人一人が児童生徒との望ましい人間関係に立った児童生徒理解を深めるとともに、共通理解のもとで、全ての教職員が生徒指導に取り組んでいくことが重要です。

また、深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導上の諸課題の解決に向けて、チーム学校としての組織的な生徒指導体制の確立とともに、家庭や地域及び関係機関との連携づくりを進めることが重要です。

これからの児童生徒は、高度情報化社会での知識の刷新やICT活用能力の習得、多様な他者との共生と協働等、予測困難な変化や急速に進行する多様化に対応していくことが求められ、各学校では、児童生徒が安全・安心な学校風土の中で望ましい生き方を身に付け、全ての児童生徒が自己実現を図ることができるようにするため、生徒指導の一層の充実を図る必要があります。

今後の生徒指導の推進に向けて、児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送るためには、学校が、児童生徒にとって安全で、安心できる場所であることが前提となります。また、児童生徒一人一人が、安心して学べる環境を構築するために、生徒指導が担う役割や、生徒指導のはたらきを機能させるための考え方を、教職員で共有し、ともにベクトルの向きを揃えて取組を推進することが大切です。

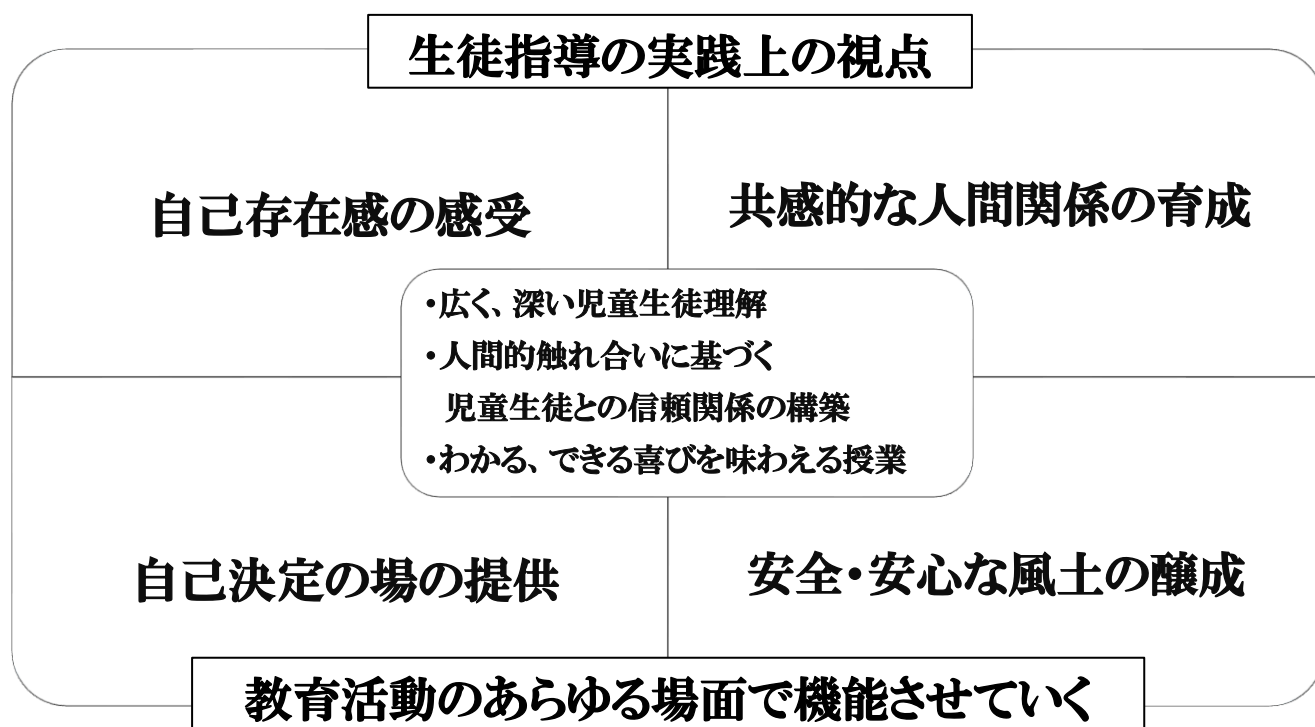
全ての児童生徒の発達を支持するといった生徒指導の考え方は、「学校教育目標を達成するために重要な機能」の一つであると考えられます。

学校が児童生徒にとって安全で安心して学べる場所であること、その土台の上に、児童生徒一人一人が、望ましい生き方を身に付け、自分自身の生き方、在り方を見つめ、深い自己理解に基づいて、自己指導能力を獲得することが求められます。

また、「学校が児童生徒にとって安全で安心できる場所」となるために、「自分自身が大切にされている」「学校・教室が心の居場所になっている」など、児童生徒が実感することができるためには、学校生活の中で、多くの時間を過ごす「授業」が生徒指導の最大の場面と捉え、学習指導と生徒指導の一体化を推進し、「魅力ある学校・学級づくり」や「充実感や成就感が味わえる授業」に向けた工夫改善を行い、素地を醸成していくことが重要です。

本県では、これまでも、教育課程の特定の領域における指導だけではなく、様々な領域で、各校が「生徒指導の三機能」の考え方を踏まえた実践を重ねてきました。

改めて、これまで積み重ねてきた「生徒指導の三機能」の考え方と実践を基盤として、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全安心な風土の醸成」といった、「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた、豊かな集団生活が営まれる教育環境を形成していくことが求められます。



その中心となる「児童生徒理解」においては、児童生徒を多面的・総合的に、正しく見取り、その情報を基に指導・支援につなげていくことが重要です。児童生徒理解の広がりや深まりを生む働きかけには、児童生徒と教職員との日頃の人間的な触れ合いと、児童生徒と共に歩む教員の姿勢、授業等における児童生徒の充実感、成就感を生み出す指導、厳しくも温かい指導といった教師の態度が基盤となります。

Q & A

【Q 1】

「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動を行う上でのポイントは、どのようなことですか。

【A 1】

「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動を行う上でのポイントは、下記のことが考えられます。

① 自己存在感の感受

- ・児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育むための工夫を行うことが大切です。また、児童生徒一人一人の学習の状況等に基づく「指導の個別化」や「どの児童生徒も分かる授業」の充実を図るとともに、児童生徒の興味・関心等に応じた「学習の個性化」、「どの児童生徒にとっても面白い授業」の実現を図ることが重要です。

② 共感的な人間関係の育成

- ・児童生徒が互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを進めることが大切です。そのために、児童生徒が得意なところを発表し合う機会を提供する授業づくりや、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについてお互いに関心を抱き合う授業づくりを行うことが重要です。

③ 自己決定の場の提供

- ・教員が児童生徒の学びのファシリテーター（進行役）となり、児童生徒に意見発表の場を提供するとともに、児童生徒間の対話や議論の機会を設定するなどの取組を進めることが大切です。

④ 安全・安心な風土の醸成

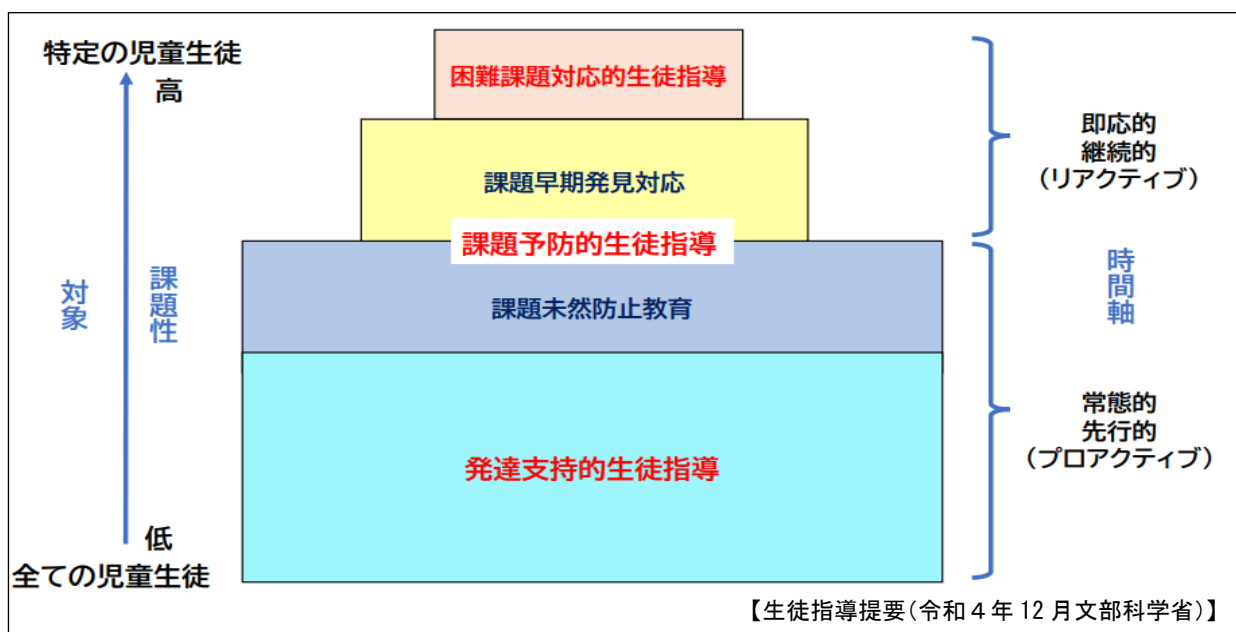
- ・教職員と児童生徒の信頼関係を築くとともに、児童生徒の多様な考えや意見が尊重される児童生徒間の信頼関係の構築を図ることによって、一人一人の児童生徒が安全で安心して学ぶことのできる学級・ホームルーム集団づくりを進めることが重要です。その際、児童生徒が互いに褒め合い、認め合うことを大切にすることや、教育活動における一人一人の児童生徒の「分からない」や「失敗」を教職員や児童生徒間で尊重し、支え合い励まし合える集団づくりを進めることが大切です。

第1章 生徒指導の理念

Ⅱ 生徒指導の構造と分類

【ポイント】

- ・ 発達支持的生徒指導は、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の活動において進められる生徒指導の基盤であり、日常的な教育活動を通じて児童生徒の発達を支えるものである。
- ・ 課題予防的生徒指導は、課題の未然防止を目指したプログラムの実施であり、いじめ防止や自殺予防などが含まれる。
- ・ 課題早期発見対応は、課題となる言動の予兆を見つけ出し、早期に対応することである。
- ・ 困難課題対応の生徒指導は、特定の児童生徒に対して校内外の関係機関と連携・協働して対応していくものである。



1 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。

2 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）

課題予防的生徒指導は、課題未然防止教育と課題早期発見対応から構成されます。課題未然防止教育は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。

3 課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）

課題早期発見対応では、課題の予兆行動が見られたり、課題が生起するリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な課題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応します。

4 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員、SC、SSW等）だけでなく、校外の教育委員会等（小中高等学校又は特別支援学校を設置する国公立大学法人、学校法人、大学を設置する地方公共団体の長及び学校設置会社を含む。）、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関との連携・協働による課題対応を行うのが、困難課題対応的生徒指導です。 ※（SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー）

上記のような、重層的支援構造に基づいた生徒指導を行う際、課題に対して速やかに対応することや、困難な課題に対して組織的に粘り強く取り組むことなど、課題となる言動が生起してからどう対応するかだけではなく、どうすれば起きないようにするのかという点に注力することが大切です。

このように、発達支持的生徒指導や課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながり、課題早期発見対応や困難課題対応的生徒指導を広い視点から捉え直すことが、発達支持的生徒指導につながるという円環的な関係にあると言えます。その意味からも、これからの生徒指導においては、特に常態的・先行的（プロアクティブ）な生徒指導の創意工夫が一層必要になります。

Ⅲ 生徒指導体制の確立

【ポイント】

- ・ 生徒指導体制の確立に向けて、全ての教職員による共通理解・共通実践のもと、生徒指導の方針・基準の明確化・具体化を図るとともに、PDCAサイクルに基づく運営及び生徒指導の年間指導計画の整備等を通して、不断の見直しと適切な評価・改善を行うことが大切である。
- ・ 発達を支える生徒指導の実現に向けて、年間指導計画において、発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育に関する学校の生徒指導の目標や基本方針などを明確に位置付けるとともに、生徒指導の目的を踏まえることが重要である。

生徒指導体制とは、学校として生徒指導の方針・基準を定め、年間の生徒指導計画に組み込むとともに、事例研究などの校内研修を通じて教職員間で共有し、一人一人の児童生徒に対して、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内体制です。

生徒指導体制の確立に向けて重要な点は、以下のとおりです。

1 生徒指導体制の確立

(1) 生徒指導の方針・基準の明確化・具体化

学校の教育目標を達成するための取組について、生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせ、明確化、具体化するための取組が大切です。その際、学校や児童生徒の実態に基づいて目標設定を行うとともに、児童生徒や保護者、地域の人々の声にできる限り耳を傾けて合意形成を図ることが重要です。

(2) 全ての教職員による共通理解・共通実践

学校の教育目標として「児童生徒がどのような力や態度を身に付けることができるように働きかけるのか」という点についての共通理解を図ること、そして、共通理解された目標の下で、全ての教職員が、児童生徒に対して、粘り強い組織的な指導・援助を行っていくことが重要です。

(3) PDCAサイクルに基づく運営

生徒指導体制の下で進められている取組が、児童生徒にとって効果的なものとなっているかどうかを、定期的に点検し、振り返りに基づいて取組を更新し続けることが重要です。生徒指導の方針や教職員による共通理解等について、児童生徒や保護者、教職員の声を踏まえて、不断の見直しと適切な評価・改善を行うことが大切です。

取組の点検のために実施する児童生徒へのアンケートの内容の例としては、学校に対する所属意識や学校への安全・安心感、教職員や学校に係る関係性、児童生徒間の人間関係、いじめの被害や加害の経験等、生徒指導上の諸課題の状況が挙げられます。

2 生徒指導のための教職員の研修

生徒指導体制を充実させるためには、全ての教職員が、課題意識や生徒指導の方針・基準を共有し、生徒指導を着実かつ的確に遂行するための研修を実施することが重要です。

(1) 校内における研修

校内における研修には、全教職員が参加して組織的・計画的に行われる研修と、校務分掌に基づいて特定の教職員によって行われる研修があるため、教職員のそれぞれが果たすべき役割や可能性などについて理解し、適切な組合せを考える必要があります。全教職員が参加して行う校内研修は、教育理念や教育方法、生徒指導の方針・基準などについての共通理解を図り、日常的な指導のための共通基盤を形成することが大切です。

(2) 校外における研修

生徒指導に関する校外の研修は、主として教育委員会等によって主催されるため、学校の状況や児童生徒の実態に応じて、各種研修を通して学んだことを校内に還元することが重要です。

(3) 生徒指導に関する研修の方向性

生徒指導を効果的に進めるには、課題の構造や本質を冷静に探究・吟味し、必要があれば、意見や取組での対立にも考慮し、バランスのとれた具体的な解決策を見いだそうとする姿勢が不可欠です。

課題の本質を理解しようとする姿勢を失い、課題の原因を児童生徒本人や家庭のみにあると決めつけることなく、児童生徒の行動をみるときの自分自身の視座（視点や認識の枠組み）に気付くことが重要です。また、あらゆる段階の研修において、「学び続ける教員」として、自己を理解し、自らの実践や体験を批判的に問い直す姿勢を持ち続けるようにすることや、研修の方向性として、組織学習の視点に立つことも重要です。

3 生徒指導の年間指導計画

児童生徒に係る様々な生徒指導上の諸課題等を未然に防止し、発達を支える生徒指導を実現していくためには、年間指導計画の整備と改善が重要です。意図的、計画的、体系的な指導につながる年間指導計画を作成・実行するには、以下のような視点に立つ必要があります。

- (1) 発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育に関する学校の生徒指導の目標や基本方針などを、年間指導計画の中に明確に位置付けること。

- (2) 児童生徒が、将来、社会の中で自己実現を果たすことができる資質・態度や自己指導能力を身に付けるように働きかけるという、生徒指導の目的を踏まえること。
- (3) 計画性を重視した効果的な支援を積み上げていくこと。

以上の視点に立って取組を進める上で、計画が実効的な機能を果たすためには、児童生徒を支え、指導・援助する「時期」と「内容」を明確に記す必要があります。また、年間指導計画の作成を通して、教育課程との関わりを具体的に明らかにしていくことも求められます。このため、計画を作成する段階から全教職員が参画し、全校体制で生徒指導に当たっていく意識を高めることが大切です。

年間指導計画の中に、生徒指導に関する教職員研修の機会を組み入れて、常に全教職員が組織的に取り組むことの重要性を意識することも重要です。

4 Q & A

【Q 2】

生徒指導の年間指導計画を作成する上でのポイントは、どのようなことですか。

【A 2】

生徒指導の年間指導計画を作成する際、計画が実効的な役割を果たすために、指導・援助する時期や内容を明確に記すとともに、教育課程との関わりについて具体的に明らかにすることが大切です。

また、年間指導計画を作成する段階から全教職員が参画し、全校体制で生徒指導に当たるなど、全ての教職員による共通理解・共通実践に向けて、生徒指導のベクトルを揃えることが重要です。

IV 教育相談体制の確立

【ポイント】

- ・教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであるため、生徒指導と教育相談を一体化させ、全教職員が一致して取組を進めることが重要である。
- ・教育相談体制の確立のためには、教育相談を推進する担当者（教育相談コーディネーター）を中心として、計画立案、児童生徒への相談実施、研修の実施、SCやSSW、関係機関との連携を通じて、組織的に取り組み、一人一人に合った児童生徒への最適な指導・援助を講じていくことが大切である。

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、生徒指導の一環として行われるものです。コミュニケーションを通して気づきを促し、悩みや課題を抱えた児童生徒を支援する働きかけであり、性質上特定の教員が行ったり、特定の時間や場所で行ったりするものではなく、学校の教育活動全体で行われるものです。

1 教育相談の組織化

複合的・重層的な課題を抱えた児童生徒への対応については、担任一人で行うことは困難です。他の教職員、多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅が飛躍的に広がります。また、学校だけではカバーできない部分を補ったり、よりよい解決の方向性を見出したりするためには、多職種の専門家との連携が必須です。異なる専門性に基づく発想が合わさることで新たな支援策が見出され、児童生徒一人一人への最適な指導・援助が行える包括的な支援体制をつくることができます。

2 教育相談の計画、運営

教育相談を推進する担当者（教育相談コーディネーター）としては、次のような役割が考えられます。

(1) 教育相談を進めるための計画の立案

相談室の管理運営、面接週間の設定、児童生徒理解のための資料提供、校内における教育相談にかかる研修会の実施等について計画を立てます。

また、SCやSSWの配置校については、日常の記録、SCやSSWとの連携の在り方などについても計画に盛り込みます。

(2) 児童生徒を対象とする教育相談の実施

児童生徒が安心して相談できる場所を確保し、悩みや不安をもつ児童生徒の相談に当たります。

(3) 教育相談に係る研修の実施

教育相談研修においては、実際の事例を取り上げて討議をしたり、演習やロールプレイを取り入れたりすることが有効です。また、悩みや不安をもつ児童生徒の指導や児童生徒理解の進め方などについて教職員の理解を深め、指導力の向上を図るとともに、教職員が児童生徒の指導に対して共通理解を持って当たれるようにします。

(4) S C 及び S S W との連携

S C は、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であるのに対し、S S W は、法律や制度を活用して、児童生徒と取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて、支援する福祉の専門家です。

児童生徒に係る情報を共有し、両者が役割分担しながら協働することで、児童生徒の課題へより適切な支援を行うことができるため、役割を明確にした上で連携を図っていくことが必要です。

(5) 関係機関との連携

学校だけでは解決できないケースについては、それぞれの専門機関と連携します。また、校内の教育相談体制の確立や研修会の実施などについて、日常的に専門機関と連携することが大切です。日常的な連携を実現するには、年度当初に顔合わせをしたり、校内で担当者や窓口を決めたりしておくことなどが考えられます。

【S C の活用事例】

(事例①)

学校や学級に行きづらさを感じている児童及びその保護者に対して、学校が S C によるカウンセリングを勧め、具体的な困り感を引き出し、アセスメントを行った。アセスメントに基づいてチーム支援計画を作成し、全教職員が意識統一を図ったことで、当該児童への支援が一貫してできた。

この結果、保護者と教職員も、課題の明確化と共通の目標をもつことができ、さらに定期的なカウンセリングを実施することで、児童の状況を適宜把握し、支援の評価と修正を図り、状況の改善がみられた。

（事例②）

高校３年生の５月から急に欠席が続くなど、心配な状況が続いたため、当該生徒に対してＳＣが面談を行っていく過程で、課題の発見につながった。ＳＣを含めた関係職員で会議をもち、情報の共有と方針について検討を行い、対応方針が決まった上で、全教職員に周知し、組織的に取り組んだ。

ＳＣのアセスメントを活かして、当該生徒の話聞く窓口を学校で明確にして対応した。相談に当たる教職員は当該生徒に対して自信を持てるように承認する言葉を継続してかけた。当該生徒は徐々に自信を持てるようになり、登校する日を決めて自分のペースで登校することができるようになった。

継続した支援を通して、当該生徒は登校する頻度が増え、進学先を決めることができ、卒業に至った。

【ＳＳＷの活用事例】

（事例①）

ＳＳＷが当該児童と面談し、家庭での生活について聞き取る中で、当該児童が食事作りを強いられる、保護者から長時間叱責され続けるなど、家に居場所がないと訴えた。

校長、教頭、学級担任、ＳＳＷでケース会議を開催し、当該児童及び家庭への支援の方針を検討した。学級担任による当該児童の様子を見守りを実施するとともに、学級担任及びＳＳＷが、随時当該児童と面談を実施しながら支援を行った。

また、一人一台端末を活用しながら学級担任等と当該児童の連絡体制を整えたことや、学級担任が当該児童母親と面談を行うとともに、ＳＳＷが継続して家庭訪問を実施し、家庭及び当該児童の状況把握を行った。

この結果、当該児童に対する母親の関わりに好ましい変化が見られたとともに、当該児童は睡眠がとれるようになり、食事の量が増え、生活の状況も好転した。

（事例②）

当該生徒は外国籍であり、日本語が苦手な家族のために通訳として病院等に付き添うことが多く、学校を欠席がちであった。ＳＳＷが、本人と家族に対して、民間の医療翻訳ボランティア派遣事業について説明を行い、翻訳ボランティア対応の病院を紹介した。また、地域の社会福祉協議会や教育委員会と連携し、翻訳機の貸し出しや翻訳ボランティアの活用状況、依頼方法について情報提供した。

ＳＳＷと学校の継続した取組の結果、当該生徒が家族の付き添いのために欠席や早退をすることはなくなった。

3 Q & A

【Q 3】

校外の教育相談窓口には、どのようなものがありますか。

【A 3】

校外の教育相談窓口について、下記の窓口があります。

① 24 時間子供 SOS ダイアル

- ・ 全国統一ダイアル TEL 0120 (0) 78310

② いじめダイアル 24

- ・ 広島県立教育センター TEL 082 (420) 1313
月曜～金曜（祝日および年末年始を除く）／ 9 時～16 時

③ 心のふれあい相談室（不登校及びいじめに係る相談）

- ・ 広島県立教育センター TEL 082 (428) 7110
月曜～金曜（祝日および年末年始を除く）／ 9 時～16 時

④ こころの相談室（学校や家庭、友達などに関する相談）

- ・ 広島県福山庁舎第 1 庁舎内 TEL 084(925)3040
火曜・水曜（祝日および年末年始を除く）／10 時～17 時

⑤ L G B T 電話相談（自分の性別などの悩みについて）

- ・ エソール広島 TEL 082(207)3130
毎週土曜（祝日および年末年始を除く）／10 時～16 時

⑥ 特別支援教育・教育相談部

- ・ 広島県立教育センター TEL 082 (428) 1188
月曜～金曜（祝日および年末年始を除く）／ 9 時～16 時
※広島市立の学校については、広島市教育委員会に相談してください。

⑦ こころのライン相談@広島県

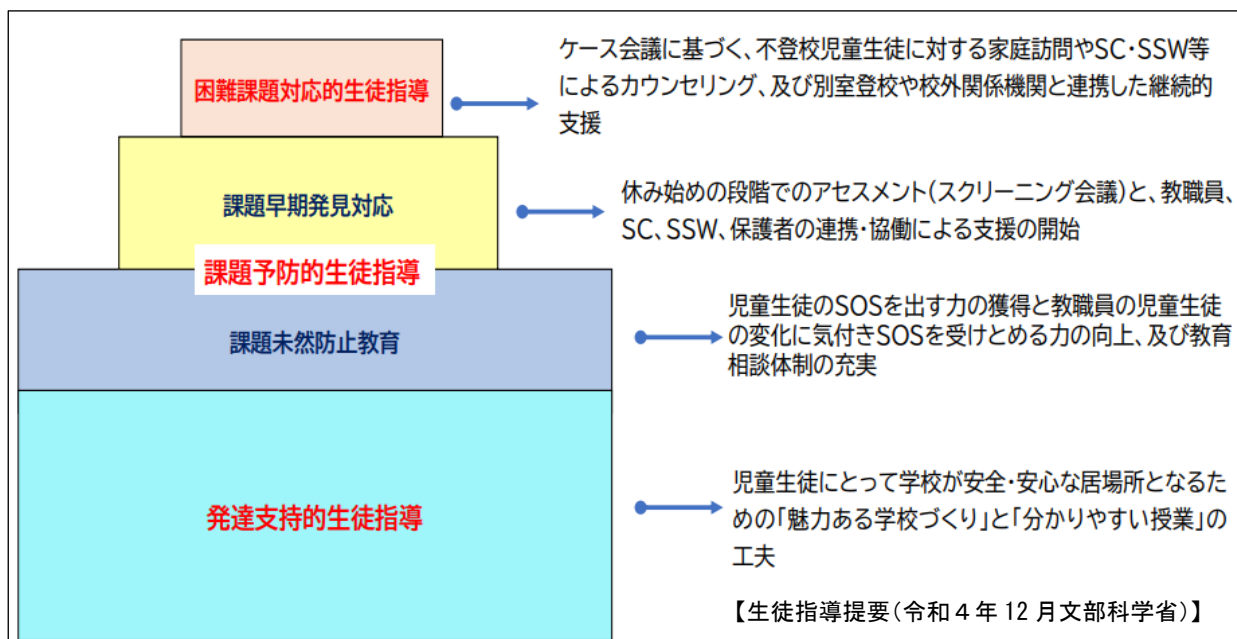


第1章 生徒指導の理念

V 魅力ある学校・学級づくりの推進

【ポイント】

- ・児童生徒が悩みを相談しやすい学校環境の整備など、教育相談体制の充実が大切である。
- ・早期発見対応の充実に向けて、教職員の受信力向上と情報共有が必要で、保健室・相談室との連携や保護者との関係づくりも重要である。
- ・長期欠席児童生徒への支援には、多面的・多角的なアセスメントが重要である。



1 教育機会確保法

不登校児童生徒数の増加や不登校の背景要因の多様化・複雑化等の状況に対応するため、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下「確保法」という。)が交付されました。また、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、平成29年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が策定されました。

確保法では、不登校の要因や背景として、本人・家庭・学校に係る様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、その背後には社会における「学びの場」としての学校の相対的な位置付けの低下、学校に対する保護者・児童生徒自身の意識の変化等、社会全体の変化が少なからず影響していることが指摘されています。

そのため、学校や教育関係者が一層充実した支援や家庭への働きかけや、学校への支援体制の整備、関係機関との連携協力等のネットワークによる支援の充実を図るとともに、「不登校児童生徒に問題がある」という決めつけを払拭し、教職員・保護者・地域の人々等が不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことで、当該児童生徒の自己肯定感を高めることが重要です。

2 魅力ある学校・学級づくりにつながる発達支持的生徒指導

(1) 魅力ある学校づくり・学級づくり

全ての児童生徒にとって、「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級・ホームルームづくりを目指すことが求められます。学級・ホームルーム担任は、日々の授業や特別活動を通し、全ての児童生徒にとって個々の学びを保障する分かりやすい授業を工夫し、学級・ホームルームが安心して楽しく過ごせる雰囲気になるような居場所づくり・集団づくりを進めることが求められます。また、校長のリーダーシップの下、いじめや暴力行為などを許さない学校運営や学級づくりを行うことは、様々な課題の芽を摘み、全ての児童生徒にとって安全・安心な学校を実現する一歩となります。

(2) 学習状況等に応じた指導と配慮

授業において、児童生徒一人一人の学習状況等を把握した上での「指導の個別化」や児童生徒の興味・関心に応じた「学習の個性化」を目指して、個別最適な学びを実現できるような指導の工夫をすることが大切です。「どの児童生徒も分かる授業」、「どの児童生徒にとっても面白い授業」を心がけることで、全ての児童生徒が、学業への意欲を高めたり、学級・ホームルームでの自己存在感を感受したりすることが可能になります。そのためには、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるように、指導方法や指導体制を工夫・改善し、個に応じた学習指導の充実を図ることが求められます。

- ・ 個別指導やグループ別指導
- ・ 学習内容の習熟の程度に応じた指導
- ・ 児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習
- ・ 補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導

3 魅力ある学校・学級づくりに向けた課題未然防止教育

(1) SOSを出すことの大切さ

児童生徒が、悩みが生じたときに気軽に相談できる体制をつくることは、児童生徒の安心感につながります。また、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩みを人に話す・聴いてもらう（言語化する）ことの重要性を伝えるための取組を行うことも有効です。その際、児童生徒が自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出す方法を身に付けるための教育の推進を図ることが大切です。また、養護教諭やSC、SSWを活用した心身の健康の保持増進に関する教育や、保護者を対象とした親子関係等について学ぶ学習会などを併せて実施していくことが重要です。

(2) 教職員の相談力向上のための取組

児童生徒が発するＳＯＳを受けとめるためには、教職員が、児童生徒の状況を多面的に把握するための研修等を行うことが重要です。また、児童生徒の健康状況や気持ちの変化等を可視化するためのツールの開発も進められつつあります。そうしたツールを有効に活用するためにも、学級・ホームルーム担任と教育相談コーディネーター、養護教諭、ＳＣやＳＳＷなどが連携して、多角的・多面的な児童生徒理解を可能にする教育相談体制を築くことが重要です。その際、教員やＳＣ、ＳＳＷ等が児童生徒の不安や悩み等を把握し、背景要因の明確化や支援方針の具体化に向けて話し合うことが大切です。

4 魅力ある学校・学級づくりに向けた課題早期発見対応

(1) 教職員の受信力の向上と情報共有

児童生徒の不安や悩み等の早期発見に向けて、児童生徒理解を深めることが大切です。特に、児童生徒と日常的に関わる教職員が、子供達の「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付くことが重要となります。そのためにも、日頃から児童生徒の言葉・行動・表情に気を配ると同時に、友人関係や教職員との関係や、学業成績まで、幅広い事項について児童生徒の変化や成長に対するアンテナを高くしておく必要があります。また、家庭や地域等との情報共有が、児童生徒が抱える課題の早期発見につながることも考えられます。

早期対応に向けて、気になる児童生徒について、速やかに複数の教員等で情報を共有し、検討・分析するスクリーニング会議を実施することが求められます。

(2) 保護者との日頃からの関係づくり

教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有が不可欠です。一方で、児童生徒の状況等に対する不安や焦りを感じている保護者への支援を行うなど、保護者を心理的に安定させることが、児童生徒への有効な支援につながることも考えられます。

5 魅力ある学校・学級づくりに向けた困難課題対応的生徒指導

(1) ケース会議による具体的な対応の決定

休みが続く児童生徒個々の状況や支援ニーズについては、日頃の状況をよく把握している学級・ホームルーム担任や養護教諭、生徒指導担当教諭や教育相談コーディネーター等とともに、ＳＣ、ＳＳＷ等とも連携の上、ケース会議において、児童生徒や学級への的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討するなどして、実効的なチーム支援の体制を構築することが求められます。その際も、ＢＰＳモデルに基づき、「生物学的要因（発達特性、病気等）」、「心理学的要因（認知、感情、信念、ストレス、パーソナリティ等）」及び「社会的要因（家庭や学校の環境や人間関係等）」に注目した多面的なアセスメントを行うことが大切です。

また、児童生徒理解に終わるのでなく、次の一步となる具体的な支援方法（校内での支援体制で支えるのか、学校外の関係機関の力を借りるのか、その場合は、具体的にどの機関と連携するのか等）まで検討することが肝要です。

(2) 校内における支援

教室に居場所感が持てない児童生徒への支援について、別室による支援等が考えられます。その際、別室で安心して過ごせるよう、教職員の配置や学習機会の整備など、組織的に運営することが求められます。具体的な取組としては、本人の状況に合わせたプリントや課題の準備、教職員やボランティア等による学習支援、ＳＣ、ＳＳＷによる個別面談などが挙げられます。

別室による支援に当たっては、本人の気持ちに合わせて、別室から徐々に教室に向かうことができるようにするための工夫、教室での自然な迎え入れや学級・ホームルーム担任等による働きかけが必要なケースも考えられます。

(3) 家庭訪問の実施

児童生徒に欠席が続いたときには、教職員自身が家庭訪問を行うことも必要になります。家庭訪問の目的の一つは、教職員が児童生徒を「気にかけている」というメッセージを伝えるとともに、安心させることにあります。

一方で、家庭訪問が抵抗や不安をもたらす場合もあることに留意するとともに、本人と直接会えない場合に、保護者と話をしたり、持参したプリント類を置いてきたりすることも考えられます。なお、家庭訪問を行う際には、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し、適切な家庭訪問を行うことが大切です。必要に応じて、関係機関等が連携したアウトリーチ支援や保護者サポートも視野に入れた家庭教育支援を活用することも考えられます。

ただし、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない場合などには、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要となるケースもあります。

(4) 校外の関係機関等との連携

児童生徒の背景要因を適切にアセスメントし、教育センター相談室、教育支援センター、フリースクール、児童相談所、クリニックなど、その児童生徒に合った関係機関につなぐ支援が必要になる場合もあります。教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が広がります。同様に、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい支援の方向性を見いだしたりするためには、多職種の専門家や関係機関との連携が不可欠です。

(5) 校種を越えた移行期における支援の大切さ

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、そして高等学校という校種間の移行にあたり、児童生徒理解・支援シート等を活用するなど、校種を越えた切れ目のない支援の実現が求められます。しかし一方で、「次の学校に入学したら、新しい環境で自分を変えてみたい」というように、次の環境への移行期を自らのリセットの機会と考える児童生徒も考えられるため、移行期においては、情報の引継ぎを重視し、柔軟な見守りの姿勢をとることも必要です。

(6) ICTを活用した支援

近年、特に大きく進んだのが、ICTを活用した通信教育やオンライン教材です。GIGAスクール構想の進展により、今後、自宅や校内の別室と教室をオンラインでつなぎ、授業や学級の様子を視聴できるようにするなど、学びの一形態としてオンラインによる教育機会が増えていくことも予想されます。1人1台端末を活用し、健康状況や気持ちの変化を確認するなど、ICTを適切に活用した客観的な児童生徒の状況把握を組織的に進めることも重要です。

【Q 4】

長期欠席児童生徒の考え方について、教えてください。

【A 4】

文部科学省、令和6年3月29日付け照会「「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査票等の送付について」では、長期欠席児童生徒について、次のように整理されています。

【長期欠席児童生徒について】

- ・「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、年度内に30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒である。
- ・「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。
- ・長期欠席者の理由については、「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「その他」の4つである。なお、それぞれの定義は次のとおりである。

① 「病気」による長期欠席児童生徒について

本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者である。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

② 「経済的理由」による長期欠席児童生徒について

家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者である。

③ 「不登校」による長期欠席児童生徒について

- ・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）である。
- ・不登校の具体例として、友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）、遊ぶためや非行グループに入っていることなどのために登校しない、無気力でなんとなく登校しない、迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない、登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）、などが挙げられる。

④ 「その他」による長期欠席児童生徒について

「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者である。

(例)

- ・ 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している児童生徒
- ・ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している児童生徒
- ・ 連絡先が不明なまま長期欠席している児童生徒
- ・ 感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた児童生徒を除く。）

Ⅵ 生徒指導と教育課程

【ポイント】

- ・ 児童生徒の発達を支えるためには、学級・ホームルーム経営や生徒指導、キャリア教育、個別指導の充実が重要である。特に、児童生徒理解を基盤とした学習指導と生徒指導の一体化、道徳教育の実践、総合的な学習の時間の活用、特別活動の推進を通じて、児童生徒の自己実現や自己指導能力の獲得を目指すことが大切である。
- ・ 自己指導能力の獲得に向けて、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進めるとともに、生徒指導の実践上の視点を踏まえた教育活動の充実を図ることが重要である。

1 児童生徒の発達を支える

(1) 学習指導要領「総則」と生徒指導

学習指導要領において、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標に向けて、「子供一人一人の発達をどのように支援するか」という児童生徒の発達を支える視点に立つことが重要です。具体的には、「総則」に示された以下の点です。

ア 学級・ホームルーム経営の充実

教員と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級・ホームルーム経営の充実を図ること。

また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと個々の児童生徒が抱える課題へ個別に対応した指導や援助を行うカウンセリングの双方により、児童生徒の発達を支援すること。

イ 生徒指導の充実

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図ることができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

ウ キャリア教育の充実

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

エ 個に応じた指導の充実

教員が個々の児童生徒の特性等を十分理解した上で、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

(2) 学習指導と生徒指導

学習指導において、児童生徒理解の深化を図った上で、安全・安心な学校・学級の風土を創り出す、児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるようにする、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進める、児童生徒の自己選択や自己決定を促すといった生徒指導の実践上の視点を生かすことが重要です。

また、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」という生徒指導の意義を再確認し、全ての児童生徒を対象にした課題未然防止教育や一人一人のキャリア形成等を踏まえた発達支持的生徒指導の視点が重要になります。

(3) 学級・ホームルーム経営と生徒指導

学級・ホームルームは、児童生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となるものです。学級・ホームルーム担任は、学校の教育目標や児童生徒の実態を踏まえて作成した学級・ホームルーム経営の目標・方針に即して学級・ホームルーム経営を展開します。その際、児童生徒が自主的・実践的によりよい生活や人間関係を形成するための特別活動は、児童生徒が主体となって集団の質を高めたり、より深い人間関係を形成したりすることにつながります。

学級・ホームルーム経営は、年度当初の出会いから始まる生活づくりを通して、集団を、共に認め・励まし合い・支え合う集団にすることを目指します。児童生徒の居場所をつくり、支え合う集団、生徒指導の実践集団を育てるためには、児童生徒の発達を支えるという視点が重要です。児童生徒それぞれが直面する課題を解決することによって、自己実現し、自己指導能力を育むことにつながります。つまり、学級・ホームルーム経営で行う生徒指導で大切なことは、発達支持的生徒指導と課題未然防止教育を実践することです。その際、学級や学校生活等をよりよいものにするために皆で話し合ったり、友達のよいところに気付いたりするなど、自発的・自治的な活動を通して学級・ホームルーム経営の充実を図ることで、お互いを尊重し合う風土が醸成され、児童生徒の自己有用感や自己肯定感の獲得につながります。

学級・ホームルーム経営について、特に4月の出会いの時期の体験は、年間を通した生活集団・学習集団・生徒指導の実践集団となるため、役割を担ったり協力し合って活動したりするなかで自己存在感を実感できるようにし、自己肯定感を獲得するように働きかけることが重要です。また、児童生徒が発達課題を通して自己実現するためには、安全・安心な居場所づくりに向けて、児童生徒自身による規範意識を醸成することも大切です。学級・ホームルームにおいて、児童生徒が自ら考え、選択し、決定し、発表し、実践する体験としての学びの循環を通じて、児童生徒が主体的・自律的な選択・決定をしていく基盤となる自己指導能力を身に付けることができます。

2 教科の指導と生徒指導

教科には、目標や内容が設定されており、学校教育全体の目標を踏まえたものになっているため、各教科の目標の中には生徒指導の目的と重なり合うものがあります。教科指導においては、学習状況を踏まえた個に応じた指導に取り組むとともに、児童生徒間の交流を図るなど、集団指導における工夫を凝らし、可能な範囲で生徒指導を意識した授業を行うことが大切です。

(1) 児童生徒理解を基盤とした教科の指導

教科の指導に児童生徒理解を通じて得た情報を活かすには、下記のように、情報収集の方法を工夫する必要があります。収集した情報をもとに、児童生徒に対する配慮事項や指導目標及び支援目標の設定、具体的な指導方法や支援方法を明確にし、学年会や生徒指導部会、ケース会議等を通して関連する教職員が情報を共有してチームとして取り組むことが大切です。

ア 授業観察からの主観的情報の収集

授業者の主観的な情報をメモや記録票等で収集します。その際、学級・ホームルームの学習の雰囲気や気になる児童生徒の言動等の気付きを担当教員だけでなく、他の教職員に授業観察をしてもらいながら収集します。

イ 課題・テスト・各種調査・生活日誌等からの客観的情報の収集

授業での課題や小テスト、中間・期末試験、生活実態調査、いじめアンケート、進路希望調査、生活日誌（生活記録ノート）等の客観的な情報を収集します。

(ア) 出欠・遅刻・早退、保健室の利用など、客観的な情報を収集します。特に、生徒指導上の諸課題や、心身の健康、家庭生活や人間関係等の状態と関連します。

(イ) 児童生徒一人一台のＩＣＴ端末等を活用し、児童生徒一人一人の客観的な情報を抽出し、整理します。

(2) 教科の指導と生徒指導の一体化

生徒指導の実践上の視点を生かした授業づくりを進めることにより、学習指導の充実を図ることができるとともに、児童生徒一人一人が生徒指導の三機能を働かせながら学ぶことにより、自己指導能力の育成を図り、生徒指導の目的である児童生徒の自己実現を支えることができます。

ア 自己存在感の感受を促進する授業づくり

授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自分を肯定的に捉える自己肯定感や、認められたという自己有用感を育む工夫を行うことが重要です。そのために、児童生徒一人一人の学習の状況や

興味・関心等に基づく「指導の個別化」や「学習の個別化」、「どの児童生徒も分かる授業」に向けた取組が大切です。

- (ア) 教員自身が児童生徒一人一人を大切にし、児童生徒の名前の呼び方、目を見て話すことや聞くこと、授業において発言しにくい児童生徒への配慮、児童生徒一人一人の学習のつまずきに応じた適切な指導及び支援などを行う。
- (イ) 児童生徒自身が必要とされている実感をもつことができるよう、児童生徒に対して互いの発言を最後まで聴くことや発言への受容的な反応（うなずき、返事、関連した考え等）を大切にした指導・支援などを行う。
- (ウ) 全ての児童生徒が学習に参加している実感をもつことができるよう、児童生徒の既習事項や興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できる課題設定や「できたこと」以外に思考や学習の過程を認めるための工夫、学習内容や活動に応じたグループ、座席の工夫などを行う。
- (エ) 学習において児童生徒が協力して活動できる場面を工夫し、互いの考えや方法、取組の良さに気付かせることや、活躍する場面を意図的に設定し、児童生徒の取組について教員及び児童生徒間で肯定的な評価を行う。

イ 共感的な人間関係を育成する授業づくり

授業において、児童生徒がお互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくことが大切です。

- (ア) 教職員は、学級（ホームルーム）の雰囲気や人間関係づくりに努め、児童生徒自らが学び考える力を育成するよう指導する。
- (イ) 児童生徒が共通の行動をとおして、お互いが協力しあう集団づくりを進め、児童生徒が主体的に学級（ホームルーム）の目標を設定し、達成に向けた取組を立案・実行し、お互いに協力して目標を達成していくことの成就感を体験させる。
- (ウ) 学校行事をはじめとした特別活動や授業の場面等において、児童生徒が主体的に自ら課題を発見し、解決するといった主体的な学びを推進する取組やお互いの良さや頑張りを認め合い、伝える活動などを通して、児童生徒が自己実現を図る中で自己有用感を実感できるようにするとともに、児童生徒間の「絆づくり・居場所づくり」を行う。
- (エ) 道徳科を中心とした多様な教育活動の場において、他人の間違いやできないことを笑わないだけでなく、間違った背景を理解したりできないことを進んで支援しようとしたりする態度など、人権意識を高めるよう指導する。

ウ 自己決定の場を提供する授業づくり

児童生徒が、授業の場面等で自らの意見を述べたり、調べ学習等において自己の仮説を検証しレポートにまとめたりすることを通して、自ら考え、選択し、決定する力を育成することが大切です。

(ア) 学習指導の様々な場面において、意見発表や対話、議論の機会の場を設けたり、児童生徒が協力して調べ学習をする、実験する、発表するなど、協働学習を行う取組を積極的に進めたりしながら指導する。その際、指導者は児童生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たすように努める。

(イ) 自己決定の場の提供に当たっては、児童生徒の発達段階はもとより、授業観察からの主観的情報や児童生徒への課題・テスト・各種調査等、児童生徒の発達特性や心身の健康等の客観的情報をもとにした支援等、個及び集団の両面からの児童生徒理解を踏まえながら、学習活動の中に計画的、定期的に提供することが大切である。

(ウ) 児童生徒が自身の学び方やまとめ方等を振り返り、児童生徒間で交流する機会を設定し、他者の成果からの学びを取り入れ、今後の学習課題や方法について改めて選択・決定できる場を提供する。

エ 安全・安心な「居場所づくり」に向けて

授業において、児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるようにすることが不可欠です。その際、全ての児童生徒が安心して学ぶことのできる学習環境づくりが大切です。

(ア) 授業における学習目標等の工夫や学習の見通しをもたせるための支援、児童生徒の多様な考えや意見が尊重される働きかけを行う。

(イ) 児童生徒が学習上及び生活上の悩みや不安について安心して相談することができるようにするために、困ったことをどのようにして相談したら良いかだけでなく、困っている人を見つけたときにどのように対処すればよいか等についての指導・支援を行う。

(ウ) 児童生徒の興味や適性、家庭の環境等の児童生徒理解を深めるとともに、学習上の不適応の原因を分析し、個別の指導方針を決め、教科の学習内容を理解するための補習を行ったり、児童生徒同士の協同学習を進めたり、得意の分野を伸ばす指導をしたりするなど、個別と集団の両面からの指導・支援を行う。

(3) 道徳科を要とした道徳教育と生徒指導

ア 道徳科の授業と生徒指導

道徳科の特質は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うことにあります。

道徳科の特質を踏まえ、授業においては、生徒指導上の様々な課題に児童生徒が主体的に対処できる実効性ある力の基盤となる道徳性を身に付ける必要があるため、道徳科の授業と生徒指導には、以下のような相互補完関係があります。

(7) 道徳科の授業の充実に資する生徒指導

a 学習態度の育成

教員が児童生徒理解を深め、児童生徒との信頼的な人間関係を築くとともに、児童生徒が自主的に判断・行動し、積極的に自己を活かすことができることを目指して、発達支持的生徒指導の充実を図ることが大切です。

b 資料の活用

質問紙調査の結果等を道徳科の授業の導入やまとめ等で活用したり、生徒指導上の諸課題を題材とした教材を用いたりすることにより、児童生徒の道徳的価値についての理解を深めることができます。

c 学級内の人間関係や環境の整備、望ましい道徳科授業の雰囲気醸成

児童生徒の人間関係を深めるとともに、一人一人の悩みや問題を解決したり、グループ編成等を弾力化したりするなどの指導により、道徳科の授業を充実させることができます。

(イ) 生徒指導の充実に資する道徳科の授業

a 生徒指導を進める望ましい雰囲気醸成

道徳科の授業で児童生徒の悩みや心の揺れ、葛藤などを課題として取り上げ、自己の生き方を深く考え、人間としての生き方についての自覚を深め、児童生徒の道徳的実践につながる力を育てることは、生徒指導上の悩みを持つ児童生徒への指導効果を上げることにつながります。

b 道徳科の授業展開の中で生徒指導の機会を提供

道徳科の授業の学習の過程において、教員と児童生徒及び児童生徒相互のコミュニケーションを通じた人間的な触れ合いの機会を重視することにより、児童生徒相互の理解及び児童生徒と教員との相互理解を通して、お互いの人間関係・信頼関係を築くことにつながります。

(4) 総合的な学習（探究）の時間における生徒指導

総合的な学習（探究）の時間では、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成が目指されているため、生徒指導の定義にある「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」ことと重なります。また、探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに互いのよさを生かし、積極的に社会に参画しようとする態度を養うこと（小・中学校）、探究に主体的・協働的に取り組むとともに互いのよさを生かしながら新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養うこと（高校）も、生徒指導の定義と重なるため、生徒指導の充実を図る上で、総合的な学習（探究）の時間を充実させることも大切になります。

ア 総合的な学習（探究）の時間と生徒指導

探究的な学習において、「課題設定」→「情報収集」→「整理・分析」→「まとめ・表現」を発展的に繰り返す学習活動を通じて、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、目標達成に向けて、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である「自己指導能力」を育むことが目指されます。なお、高等学校においては、探究が高度化し、自律的に行われるようにするとともに、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、自ら課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することが大切です。

その際、児童生徒が主体性を発揮している場面では、児童生徒が自ら変容していく姿を見守り、学習活動が停滞したり迷ったりしている場面では、場に応じた指導をするように働きかけることが重要です。このような発達支持的生徒指導を通して、児童生徒が、自分は「何をしたいのか」、「何をすべきか」等、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、目標の達成のために取り組むことにより、生徒指導の目指す「自己指導能力の獲得」に資することができます。

イ 総合的な学習（探究）の時間で協働的に取り組むことと生徒指導

総合的な学習（探究）の時間の目標における、「主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画（高等学校は、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現）しようとする態度を養う。」については、生徒指導の目的と重なるものが多くあります。そのため、教員は、児童生徒が多様な情報を活用し、自分と異なる視点からも考え、協力して交流しながら学ぶことができるよう、支持的に働きかけるとともに、協働的に学ぶことを通じて個人の学習の質を高め、同時に集団の学習の質を高めることができるよう、生徒指導の実践上の視点を踏まえ、発達段階に応じた指導や援助を行うことが大切です。

(5) 特別活動における生徒指導

特別活動において育成を目指す資質・能力の視点は、人間関係形成、社会参画、自己実現の三点です。特に、集団活動を基盤とする特別活動は、児童生徒一人一人の「個性の発見」「よさや可能性の伸長」「社会的資質・能力の発達」など、生徒指導の目的を実現するために、教育活動において中心的な役割を果たしています。

特別活動の指導は、児童生徒の自主性や自発性を尊重し、児童生徒自身が主体となって積極的に学習活動を展開していくには、教員の深い児童生徒理解、教員と児童生徒との信頼関係を前提とした生徒指導の充実が不可欠です。さらに、児童生徒が自由な意見交換を行い、全員が等しく合意形成に関わり、役割を分担して協力しながら活動することを通じて、所属感や連帯感、互いの心理的な結びつき等が自然と培われるように働きかけることが大切です。

ア 特別活動と生徒指導

(7) 所属する集団を、児童生徒自身によって円滑に運営すること

特別活動においては、児童生徒の自発的、自治的な活動だけでなく、教員主導の集団活動があります。また、学級・ホームルーム単位で行われる活動もあれば、学級や学年の枠を超えた集団で行われる活動もあります。いずれの場合においても、教員の適切な指導が行われる集団の中で「なすことによって学ぶ」ことと、「経験と成就感を児童生徒に還元し、次の活動への意欲付けにつなげる」ことを大切にすることが重要です。

そのため、可能な限り児童生徒の自主性を尊重し、創意を生かし、目標達成の喜びを味わえるようにすることが大切です。その際、発達段階に応じて、児童生徒自身が成就感や自信の獲得につながるような間接的な援助を行うことが重要です。

(イ) 集団生活において、よりよい人間関係を築き、児童生徒が個性や自己の能力を活かすとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶこと

同年齢集団活動や異年齢による集団活動など、多様な集団活動において協力し合う過程で互いの理解が深まり、尊重し合う温かい人間関係を築くとともに、児童生徒がそれぞれ個性を生かしながら協働し、互いの人格を尊重し合って生きる大切さを学び、社会的自立に向けて人間的成長を図っていくことができます。

(ウ) 集団としての連帯意識を高め、集団や社会の形成者としての望ましい態度や行動の在り方を学ぶこと

全ての児童生徒がよりよく成長できるようにするためには、毎日の生活の基盤となる学級・ホームルームが安全・安心なものであることが不可欠です。

そのために、特別活動では、多様な集団活動の中で、児童生徒それぞれが役割を受け持ち、自己存在感を高め、自己の思いを実現する場や機会を十分確保するとともに、集団との関係で自己の在り方を自覚することができるように指導し、集団や社会の形成者としての連帯感や責任感を養うことが大切です。

イ 特別活動の各活動・学校行事の目標と生徒指導

特別活動の目標は、学級・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動（小学校のみ）、学校行事の四つの内容を総括する全体目標として、「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す」とあります。このように、特別活動の目標は、生徒指導の目指す自己指導能力や自己実現につながる力の獲得と重なる部分が多いため、生徒指導の充実を図る上で特別活動の充実を図ることが大切です。

児童生徒は、特別活動における実践活動や体験活動を通して、集団活動のよさや自己の社会における役割、自己の在り方や生き方との関連で集団活動の価値を理解します。また、多様な集団活動を通して、自己指導能力や集団・社会の形成者として主体的に参画する力、様々な場面で自己のよさや可能性を発揮し、自己実現を図る力を主体的に身に付けることができるため、特別活動は各教科等の時間以上に生徒指導の機能が作用していると捉えることができます。

ウ 学級・ホームルーム活動と生徒指導

児童生徒は、学級・ホームルーム活動における自発的、自治的な活動や学校行事等に取り組むことを通して、集団への所属感や生活上の規範意識を高めるとともに、学級・ホームルームを安心して学ぶことのできる環境へと創り上げていきます。

児童生徒は、学級・ホームルーム活動を通して、個々の生活や学習上の課題を解決することや、学ぶ意義についての理解を深め、教科等の学習にも主体的に取り組むことができます。すなわち、学級・ホームルームは学校生活の基盤であるとともに、グループ学習等の協働的な学習の基盤づくりに貢献する重要な役割を担っています。

学級・ホームルーム活動の内容は、「学級・ホームルームや学校における生活づくりへの参画」、「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」、「一人一人のキャリア形成と自己実現」の三点です。その際、児童生徒が自らの課題を見だし、改善しようとするなどの自己指導能力の獲得を目指し、児童生徒一人一人の人格形成を図ることをねらいとしており、活動内容は生徒指導を行う中核的な場と言えるため、児童生徒の発達の段階や地域や学校、児童生徒の実態に応じて、指導内容の系統性を踏まえながら年間指導計画を設定し、意図的・計画的に指導することが大切です。

さらに、児童生徒が学級・ホームルームや学校生活上の諸課題を自ら積極的に見だし、自主的に解決できるようにするために、一人一人の思いや願いを活かし、話し合いを繰り返す過程で、多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要なことを理解し、実践的な態度を身に付けるようにすることが重要です。これは、いじめの背景としての学級・ホームルーム内の人間関係に起因する問題に関連した課題予防的生徒指導の視点としても重要です。

エ 児童会・生徒会活動、クラブ活動と生徒指導

児童会・生徒会活動やクラブ活動は、異年齢集団活動を通して、望ましい人間関係を学ぶこと、より大きな集団の一員として役割を分担し合って協力し合う態度を学ぶこと、自発的、自治的な実践活動を通して、自主的な態度の在り方を学ぶことができます。

また、児童生徒の権利を保障する視点や、生徒指導の目的・目標からも、児童生徒が自ら学校生活の充実・向上に向けて話し合い、協力して実践する児童会・生徒会活動は、児童生徒の自治的能力や主権者としての意識を高める上で極めて重要な活動です。

いずれも、基盤となるのは学級・ホームルーム活動となるため、児童生徒が生活上の諸課題について積極的に話し合うなどの自発的、自治的な活動を助長するための指導や支援を適切に行うことが重要です。

VII 児童生徒の権利の理解

【ポイント】

- ・生徒指導を進める際には、児童の権利に関する条約やこども基本法等、生徒指導の関連法規に対する理解を深め、教職員が児童生徒の権利を踏まえた対応をすることが必要である。

学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教職員が指導するためには、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要です。また、児童生徒を取り巻く環境の変化や児童生徒の抱える課題等が多様化する状況を踏まえ、生徒指導に関連する法規が新たに成立・改正されており、教職員は、児童生徒の権利を踏まえた生徒指導を実践する必要があります。

1 法の理解に基づく生徒指導

生徒指導の取組の留意点として、教職員が生徒指導に関連する法規に対する理解を深め、それに基づく指導を行う必要があります。その中でも、児童生徒の権利についての理解が重要です。

(1) 児童の権利に関する条約

児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは、平成元年11月20日に第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。

この場合の児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の「四つの原則」を理解しておくことが不可欠です。

「四つの原則」とは、

第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと

第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること

第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること

第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていることを指します。

(関連する条文の概要)

① 差別の禁止

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。(第2条)

② 児童の最善の利益

児童に関する全ての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。(第3条)

③ 生命・生存・発達に対する権利

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。(第6条)

④ 意見を表明する権利

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。(第12条)

(2) こども基本法

令和4年6月に公布された「こども基本法」では、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されています(第1条)。併せて、以下のような本法基本理念の趣旨等について、「児童の権利に関する条約」とともに理解しておくことが求められます。

(基本理念の主な記載)

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。(第3条第1号)
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。(第3条第2号)
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。(第3条第3号)
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。(第3条第4号)

いじめや暴力行為は、児童生徒の人権を侵害するばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。

また、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約等の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます。